

兵ト発第 74号

公告第 573号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約第7条（議員の任期）、第28条（理事、理事長及び監事の選挙）、第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）の一部変更について、下記のとおり令和3年2月24日認可申請中のところ、令和3年3月8日付で認可を受けたので公告する。

変更内容

別紙新旧対照表の通り

第7条（議員の任期）第2項に文言を加える。

第28条（理事、理事長及び監事の選挙）の文言を一部改める。

第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）に第44条の2（介護保険料の負担割合）を加え、元の第44条の2を第44条の3とする。

尚、この規約は令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月10日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 高 章

新旧条文対照表

| 新条文 | 旧条文 |
|---|--|
| (議員の任期) 第7条 議員の任期は、3年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。 <u>ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u> 略 | (議員の任期) 第7条 議員の任期は、3年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。 略 |
| (理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u> | (理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 |
| (保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の52.26は事業主、100分の47.74は被保険者において負担する。 | (保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の52.26は事業主、100分の47.74は被保険者において負担する。 |
| (介護保険料の負担割合) <u>第44条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u> | (特定被保険者の保険料額) 第44条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。 |
| (特定被保険者の保険料額) 第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。 | |

附則

この規約の変更は、認可の日から施行し、令和3年4月1日より適用する。